

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、南魚沼市民病院でも令和8年6月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしく申しあげます。

※ 全医療機関共通の負担額変更となります。

区 分		負担額（非課税）	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
①	一般の方	510円/食 →	550円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く） 90日まで	240円/食 →	270円/食
	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く） 91日以降	190円/食 →	220円/食
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円/食 →	130円/食

※ 患者の病状等により医師の発行する処方箋に基づき特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。

令和8年6月1日

南魚沼市病院事業管理者兼院長 外山千也